

助産所の開設について（個人開設）

【開設届】

事 案 助産師が助産所を開設する場合

届出時期 開設後 10 日以内（事前に図面等ご相談下さい。）

必要書類等（提出部数：一式 1 部）

（出張は 1－3、助産所は 1－8、分娩取扱助産所は 1－10）

- 1 助産所開設届（様式第 31 号）
- 2 従事する助産師全員の免許証の原本及びその写し
（開設者、非常勤等を含む 裏書きがある場合は両面）
- 3 管理者の履歴書
（最終学歴、職歴及び今回届出を行う助産所を開設する旨を記入し、
押印したもの。職歴中の、「在職」「退職」についても必ず記入。
顔写真不要）
- 4 助産所の敷地平面図（ビルテナントの場合はフロア図）
- 5 助産所の建物平面図（各室の用途を記入したもの）
- 6 賃貸借契約書の原本及びその写し（土地及び建物が開設者所有物
でない場合）
- 7 勤務先医療機関等からの承諾書（管理者が他の医療機関等に勤務
中もしくは勤務予定の場合）
- 8 医師に囑託した旨の書類＜住所・名称＞
又は、
産科等が診療科名中にあることを記載した書類及び医療機関に
対し、囑託を行った旨の書類＜住所・名称＞
- 9 診療科名中に産科等及び小児科を有し、かつ、新生児への診療を
行うことができる医療機関に囑託したことが分かる書類
＜住所・名称＞

●入所施設を有する助産所を開設する場合

【助産所使用許可申請】

事 案 入所施設を有する助産所の構造設備を使用する場合

届出時期 事前 ※申請から許可証交付までは日数がかかります。

必要書類等（提出部数：一式 1 部）

- 1 助産所使用許可申請書（様式第 27 号）
- 2 建築基準法による「検査済証」の写し
- 3 消防法による「消防用設備等（・特殊消防用設備等）検査済証」
の写し
- 4 手数料 17,000 円（現金納付）

●出張専門の助産所を開設していた場合

【助産所廃止届（様式第 33 号）】

届出時期 廃止後 10 日以内

※開設者（助産師）が届出をしてください。代理人申請の場合は、委
任状を用意してください。

※助産所名称・建物の平面図については事前にご相談ください。助産
所と助産所外は明確に区画する必要があります。（例：自宅と助産
所が併設する場合、自宅と助産所の出入り口を別々に設け、内部も
区画する等）

お問い合わせ先 千葉市保健所総務課医務班

〒260-0025 千葉市中央区問屋町 1－3 5

千葉ポートサイドタワー 1 2 F

電話 043-238-9921 F A X 043-203-5251

E-mail somu.PHO@city.chiba.lg.jp

